

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者  
交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第26号

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を改正する規程

京都市高速鉄道連絡運輸規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
目次 第1章から第7章まで (略) 第8章 <u>精算・バス連絡券の取扱い</u> (第44条—第50条) 第9章 (略) (乗車券の発売場所) 第11条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、その他の場所においても発売する。 (1) (略) (2) 高速鉄道と自動車線にまたがる乗車券	目次 第1章から第7章まで (略) 第8章 <u>バス連絡券の取扱い</u> (第44条—第50条) 第9章 (略) (乗車券の発売場所) 第11条 乗車券の発売場所は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要があると認めた場合は、その他の場所においても発売する。 (1) (略) (2) 高速鉄道と自動車線にまたがる乗車券												
<table border="1"><thead><tr><th>乗車券の種類</th><th>発売場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>普通券</td><td><u>自動車部営業所、高速鉄道の駅及び定期券発売所</u></td></tr><tr><td>定期券</td><td>自動車部営業所(烏丸営業所及び九条営業所を除く。)及び定期券発売所</td></tr></tbody></table> (乗車券の発売範囲)	乗車券の種類	発売場所	普通券	<u>自動車部営業所、高速鉄道の駅及び定期券発売所</u>	定期券	自動車部営業所(烏丸営業所及び九条営業所を除く。)及び定期券発売所	<table border="1"><thead><tr><th>乗車券の種類</th><th>発売場所</th></tr></thead><tbody><tr><td>普通券</td><td>高速鉄道の駅及び定期券発売所</td></tr><tr><td>定期券</td><td>自動車部営業所(烏丸営業所及び九条営業所を除く。)及び定期券発売所</td></tr></tbody></table> (乗車券の発売範囲)	乗車券の種類	発売場所	普通券	高速鉄道の駅及び定期券発売所	定期券	自動車部営業所(烏丸営業所及び九条営業所を除く。)及び定期券発売所
乗車券の種類	発売場所												
普通券	<u>自動車部営業所、高速鉄道の駅及び定期券発売所</u>												
定期券	自動車部営業所(烏丸営業所及び九条営業所を除く。)及び定期券発売所												
乗車券の種類	発売場所												
普通券	高速鉄道の駅及び定期券発売所												
定期券	自動車部営業所(烏丸営業所及び九条営業所を除く。)及び定期券発売所												
第12条 高速鉄道の駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限り発売	第12条 高速鉄道の駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限り発売												

する。ただし、次の各号に掲げる場合は、発売駅以外の高速鉄道の駅又は自動車線の停留所から有効な乗車券を発売することができる。

(1) 自動車線連絡普通券の乗合自動車から高速鉄道への普通券を発売する場合

(2)・(3) (略)

(乗車券の通用期間)

第19条 乗車券の通用期間は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通券

1日。ただし、自動車線連絡普通券の乗合自動車から高速鉄道への普通券は、制限しない。

(2) 定期券

1箇月、3箇月又は6箇月

(3) 団体券

そのつど管理者が定める。

2 (略)

(自動車線連絡普通券の使用条件)

第22条 (略)

2 地下鉄連絡乗継引換券を所持する旅客

は、高速鉄道又は高速鉄道と鉄道線にまたがって乗車するときは、高速鉄道の駅で当該地下鉄連絡乗継引換券と引き換えに高速鉄道乗継普通券又は高速鉄道・鉄道線連絡乗継普通券(以下「乗継普通券」という。)の交付を受けなければならない。

3・4 (略)

する。ただし、次の各号に掲げる場合は、発売駅以外の高速鉄道の駅又は自動車線の停留所から有効な乗車券を発売することができる。

(1) 自動車線連絡普通券を発売する場合

(2)・(3) (略)

(乗車券の通用期間)

第19条 乗車券の通用期間は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通券

1日。ただし、自動車線連絡普通券は、制限しない。

(2) 定期券

1箇月、3箇月又は6箇月

(3) 団体券

そのつど管理者が定める。

2 (略)

(自動車線連絡普通券の使用条件)

第22条 (略)

2 自動車線連絡普通券を所持する旅客は、

高速鉄道又は高速鉄道と鉄道線にまたがって乗車するときは、高速鉄道の駅で地下鉄連絡乗継引換券と引き換えに高速鉄道乗継普通券又は高速鉄道・鉄道線連絡乗継普通券(以下「乗継普通券」という。)の交付を受けなければならない。

3・4 (略)

5 自動車線連絡普通券は、旅客が本市乗合自動車に乗車する際にも、使用することができる。

第28条 鉄道線連絡普通券及び高速鉄道から自動車線への自動車線連絡普通券にあつては、発駅名を表示するとともに鉄道線連絡普通券の着駅名は、接続駅から「何円区間」の例により金額をもって表示し、自動車線連絡普通券の接続駅は「何円区間」の例により金額をもって表示し、着停留所は、「バス特定・均一区間」をもって表示する。

2・3 (略)

第30条 乗車券の様式は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通券

ア 鉄道線連絡普通券の様式は、第1号様式のとおりとする。

イ 京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程（以下「連絡共通乗車規程」という。）第1号様式の規定は、自動車線連絡普通券について準用する。

(2)・(3) (略)

(乗車開始前の連絡普通運賃の払戻し)

第39条 普通券を所持する旅客は、乗車開始前に当該普通券が不要となった場合は、当該普通券が改札前（自動車線連絡普通券の乗合自動車から高速鉄道への普通券にあ

第28条 鉄道線連絡普通券にあつては、発駅名を表示するとともに着駅名は、接続駅から「何円区間」の例により金額をもって表示する。

2・3 (略)

第30条 乗車券の様式は、次の各号に掲げる乗車券の種類に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 普通券

ア 鉄道線連絡普通券の様式は、第1号様式のとおりとする。

イ 自動車線連絡普通券の様式は、第1号の2様式のとおりとする。

(2)・(3) (略)

(乗車開始前の連絡普通運賃の払戻し)

第39条 普通券を所持する旅客は、乗車開始前に当該普通券が不要となった場合は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、既に支払った連絡普通運賃の払戻しを

つては乗合自動車へ乗車前)で、かつ、通用期間内であるときに限り、既に支払った連絡普通運賃の払戻しを請求することができる。

2 (略)

第8章 精算・バス連絡券の取扱い  
(鉄道線連絡普通券の取扱い)

第44条 第10条第1号アに規定する鉄道線連絡普通券の鉄道線から高速鉄道への普通券を所持する旅客は、高速鉄道の駅(別表第1に規定する接続駅を除く。以下この章において同じ。)から本市乗合自動車又は自動車線の乗合自動車(以下「乗合自動車等」という。)に連続して乗車することができる。

2 前項の規定により乗合自動車等に連続して乗車することを請求した旅客は、高速鉄道の降車した駅において、次の算式により算出した乗合自動車等に連続して乗車する精算額を支払い、高速鉄道・乗合自動車乗継精算連絡券(以下「精算・バス連絡券」という。)の交付を受けなければならない。

アー (イ+ウ)

請求することができる。

(1) 鉄道線連絡普通券にあつては、当該普通券が改札前で、かつ、通用期間内であるとき

(2) 自動車線連絡普通券にあつては、地下鉄連絡乗継引換券の引換え前で、かつ、乗合自動車へ乗車前であるとき

2 (略)

第8章 バス連絡券の取扱い  
(鉄道線連絡普通券の取扱い)

第44条 第10条第1号アに規定する鉄道線連絡普通券の鉄道線から高速鉄道への普通券を所持する旅客は、高速鉄道の駅(別表第1に規定する接続駅を除く。以下この章において同じ。)から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項の規定により自動車線の乗合自動車に連続して乗車することを請求した旅客は、高速鉄道の降車した駅において、次の算式により算出した自動車線の乗合自動車に連続して乗車する精算額を支払い、乗合自動車乗継連絡券(以下「バス連絡券」という。)の交付を受けなければならない。

アー (イ+ウ)

ア 自動車規程第8条第1項に規定する片道普通券による運賃

イ 自動車線の定額割引額

ウ 高速鉄道の定額割引額

(鉄道線普通乗車券の取扱い)

第45条 鉄道会社が発行した鉄道線の普通乗車券で、別表第1に規定する鉄道会社の連絡運輸の区域外を発駅とし、着駅が接続駅となる駅間の当該乗車券を所持する旅客は、高速鉄道に連続して乗り越して乗車した場合に限り、高速鉄道の駅から乗合自動車等に連続して乗車することができる。

2 前項の規定により乗合自動車等に連続して乗車することを請求した旅客は、接続駅から高速鉄道に乗車した駅間に対応する別表第3に規定する自動車線連絡普通運賃の額を高速鉄道の降車した駅で支払い、精算・バス連絡券の交付を受けなければならない。

(鉄道線発駅証明券の取扱い)

第45条の2 鉄道会社が発行した鉄道線の発駅証明券を所持する旅客は、接続駅で降車する場合を除き、高速鉄道の駅から乗合自動車等に連続して乗車することができる。

2 前項の規定により乗合自動車等に連続して乗車することを請求した旅客は、鉄道線の発駅から高速鉄道の降車した駅までの区間に相当する第6条第2項又は第3項に規

ア 自動車規程第8条第1項に規定する片道普通券による運賃

イ 自動車線の定額割引額

ウ 高速鉄道の定額割引額

(鉄道線普通乗車券の取扱い)

第45条 鉄道会社が発行した鉄道線の普通乗車券で、別表第1に規定する鉄道会社の連絡運輸の区域外を発駅とし、着駅が接続駅となる駅間の当該乗車券を所持する旅客は、高速鉄道に連続して乗り越して乗車した場合に限り、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項の規定により自動車線の乗合自動車に連続して乗車することを請求した旅客は、接続駅から高速鉄道に乗車した駅間に対応する別表第3に規定する自動車線連絡普通運賃の額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

(鉄道線発駅証明券の取扱い)

第45条の2 鉄道会社が発行した鉄道線の発駅証明券を所持する旅客は、接続駅で降車する場合を除き、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項の規定により自動車線の乗合自動車に連続して乗車することを請求した旅客は、鉄道線の発駅から高速鉄道の降車した駅までの区間に相当する第6条第2項又は

定する鉄道線連絡普通運賃と自動車線の均一路線の運賃を合算した額から120円（小児にあつては60円）を割引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、精算・バス連絡券の交付を受けなければならない。

（定期券の取扱い）

第46条 連絡共通乗車規程第30条の規定は、第10条第2号の定期券及び鉄道会社が発行する鉄道線内有効の通用区間を表示する定期乗車券（以下「鉄道線定期券」という。）について準用する。この場合、鉄道線定期券で、接続駅が通用区間内にある場合は、別表第3に規定する自動車線連絡普通運賃の額を、接続駅が通用区間外の場合は、変更を開始した鉄道線の駅から高速鉄道の降車した駅までの区間に相当する第6条第2項又は第3項に規定する鉄道線連絡普通運賃の額と自動車線の均一路線の運賃の額とを合算した額から120円（小児にあつては60円）を割引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、精算・バス連絡券の交付を受けなければならない。

第3項に規定する鉄道線連絡普通運賃と自動車線の均一路線の運賃を合算した額から120円（小児にあつては60円）を割引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

（定期券の取扱い）

第46条 京都市乗合自動車・高速鉄道間の連絡運輸及び共通乗車取扱規程第9条第2号に規定する定期券又は高速規程第32条第6号に規定する定期券を所持する旅客が、高速規程第95条に規定する別途乗車の取扱いを請求した場合は、別途乗車の着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、別途乗車の取扱いをする駅間に対応する連絡普通運賃の額を支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

3 前2項の取扱いは、別途乗車の着駅で行う。

第46条の2 前条の規定は、第10条第2号の定期券及び鉄道会社が発行する鉄道線内有効の通用区間を表示する定期乗車券（以下「鉄道線定期券」という。）について準用する。この場合、鉄道線定期券で、接続駅が通用区間内にある場合は、別表第3に規定する自動車線連絡普通運賃の額

(適用しない乗車券)

第47条 第10条第3号に規定する乗車券及び鉄道線が発行する乗車券(第45条に規定する鉄道線普通乗車券及び第46条に規定する鉄道線定期券を除く。)を所持する旅客は、高速鉄道の駅から乗合自動車等に連続して乗車することはできない。

(鉄道線連絡普通券での乗越し取扱い)

第48条 連絡共通乗車規程第31条の規定は、鉄道線から高速鉄道への鉄道線連絡普通券及び第10条第1号イの高速鉄道から自動車線への自動車線連絡普通券で高速鉄道に乗越しをした場合の取扱いについて準用する。

を、接続駅が通用区間外の場合は、変更を開始した鉄道線の駅から高速鉄道の降車した駅までの区間に相当する第6条第2項又は第3項に規定する鉄道線連絡普通運賃の額と自動車線の均一路線の運賃の額とを合算した額から120円(小児にあつては60円)を割引いた額を高速鉄道の降車した駅で支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

(適用しない乗車券)

第47条 第10条第3号に規定する乗車券及び鉄道線が発行する乗車券(第45条に規定する鉄道線普通乗車券及び第46条の2に規定する鉄道線定期券を除く。)を所持する旅客は、高速鉄道の駅から自動車線の乗合自動車に連続して乗車することはできない。

(鉄道線連絡普通券での乗越し取扱い)

第48条 鉄道線から高速鉄道への鉄道線連絡普通券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払い、バス連絡券の交付を受けなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行

(精算・バス連絡券の様式)

第49条 連絡共通乗車規程第5号様式の規定は、精算・バス連絡券について準用する。

(精算・バス連絡券の通用期間)

第50条 精算・バス連絡券の通用期間は、1日とする。

別表第1 (第3条関係)

- 1 (略)
- 2 自動車線連絡運輸

(1) 京都バスとの連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京都バス		
区域	接続駅	接続停留所	区域	

う。

(乗継普通券での乗越し取扱い)

第48条の2 第22条第2項に定める乗継普通券及び自動車線連絡普通券のバス券を所持する旅客が、高速規程第94条に規定する乗越しの取扱いを請求した場合は、乗越しの着駅から、自動車線の乗合自動車に連続して乗車することができる。

2 前項に規定する旅客は、自動車線連絡普通券のバス券を提示したうえで、既に支払った連絡普通運賃の額と実際に乗車した駅間に対応する連絡普通運賃の額との差額を支払わなければならない。

3 前2項の取扱いは、乗越しの着駅で行う。

(バス連絡券の様式)

第49条 バス連絡券の様式は、第1号の3様式のとおりとする。

(バス連絡券の通用期間)

第50条 バス連絡券の通用期間は、1日とする。

別表第1 (第3条関係)

- 1 (略)
- 2 自動車線連絡運輸

(1) 京都バスとの連絡運輸

連絡運輸の区域				乗車券の種類
高速鉄道		京都バス		
区域	接続駅	接続停留所	区域	



各駅	京都バスと接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	普通券 通勤定期券 通学定期券
----	-------------	-----------------	----------	-----------------------

注 高速鉄道国際会館駅において、京都バスと連絡運輸を行う乗車券の種類は、通勤定期券及び通学定期券とする。

(2)・(3) (略)

各駅	京都バスと接続する各駅	高速鉄道の駅と接続する各停留所	京都市域内の路線	通勤定期券 通学定期券
----	-------------	-----------------	----------	----------------

(2)・(3) (略)

第1号の2様式(第30条関係)

1 高速鉄道・自動車線連絡大人普通券

(1) 乗合自動車に乗車する際に所持するもの及び高速鉄道に乗車する際に乗継普通券と引き換えるもの

(表面)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

(2) 高速鉄道大人乗継普通券(高速鉄道に乗車する際に乗継引換券と引換えに発行を受けるもの)

(表面)

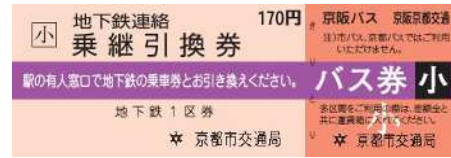


備考 エンコード乗車券とし、裏面は無地とする。

2 高速鉄道・自動車線連絡小児普通券

(1) 乗合自動車に乗車する際に所持するもの及び高速鉄道に乗車する際に乗継普通券と引き換えるもの

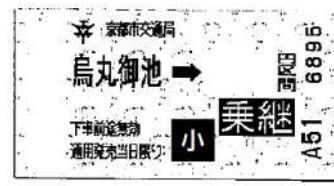
(表 面)



備考 この様式の裏面に注意事項を記載する。

(2) 高速鉄道大人乗継普通券（高速鉄道に乗車する際に乗継引換券と引換えに発行を受けるもの）

(表 面)

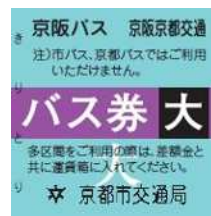


備考 エンコード乗車券とし、裏面は無地とする。

第1号の3様式（第49条関係）

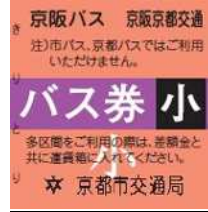
(1) バス連絡大人普通券

(表 面)



(2) バス連絡小児普通券

(表 面)



備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

この規程による改正後の京都市高速鉄道連絡運輸規程の規定にかかわらず、この改正規程の施行の日前に発売した高速鉄道・自動車線連絡普通券（高速鉄道から乗合自動車への連絡用を除く。）を所持する旅客は、施行日から令和10年3月31日までの間に、手数料を支払うことなく、既に支払った連絡普通運賃の払戻しを受けることができる。

(交通局企画総務部企画調査課)